

## 市長所信表明（令和４年６月）

おはようございます。

本日、令和４年６月吉野川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜りありがとうございます。

定例会に臨みまして、当面する諸課題への取組状況と今後の市政運営に対します所信の一端を申し上げますとともに、提出議案のご説明をさせていただき、議員各位はじめ市民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための本市の取組について、申し上げます。

まず１点目として、感染状況について申し上げます。

今年のゴールデンウィーク期間中は、昨年に比べ、全国的に人の移動が大幅に増加し、県内においても、連休後の感染の再拡大が懸念されておりましたが、幸いにも目立った兆候がありませんでした。しかしながら、県内では連日１００名前後の陽性者が確認されておりますので、依然として、予断を許さない状況が続いております。

本市におきましても、連休期間中から、連日、陽性者が確認されており、５月末時点の陽性者のこれまでの累計は、**９０４名**となっております。

また、感染力がオミクロン株の従来系統よりも強い「ＢＡ．２系統」への置き換わりが進んだことや、「ＢＡ．２系統」よりも感染の増加速度が速いと言われる「ＸＥ系統」等の新たな変異株が国内でも確認されていることも踏まえ、引き続き感染防止対策を徹底していく必要がございます。

市民の皆様におかれましては、お一人お一人ができる基本的な感染防止対策の徹底を引き続きお願い申し上げます。

次に2点目として、新型コロナウイルスワクチン接種について申し上げます。

本市では、新型コロナウイルスワクチン接種を希望される方が「迅速」かつ「安全」に接種できるよう、医療関係者の皆様のご協力をいただきながら全力で取り組んでおります。

6月1日時点では、対象者の70.32パーセント（35,180人中、24,738人）の方が、その内65歳以上の高齢者の方に限りますと、86.76パーセント（14,816人中、12,854人）の方が3回目のワクチン接種を終えられております。

そのような中、新たに厚生労働省より、重症化予防を目的とした4回目の接種方針が示されたため、現接種体制と平行して、準備を進めているところでございます。

4回目の接種対象者は、「60歳以上の方」、「18歳以上60歳未満で、基礎疾患を有する方」、「その他重症化リスクが高いと医師が認める方」で、3回目の接種から5ヶ月以上の間隔を空けていただく必要がございます。

対象者の方には、5月27日から、順次、接種券を送付させていただいており、また、「広報よしのがわ」や「ホームページ等」による周知を図って参りたいと考えております。

ワクチンの接種によりまして、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化を可能な限り減らすことができます。

今後とも、感染拡大の防止と社会経済活動の両立に向け、ワクチン接種事業に取り組んで参ります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業について、何点が申し上げます。

まず、1点目として、「公園設備等整備事業」について申し上げます。

吉野川市内には約40の公園があり、これらの公園内には、遊具を設置しておりますが、コロナの状況下においても、子どもたちに屋外での安全な遊び場を提供するため、向麻山公園など市内7カ所の遊具の修繕を実施いたします。

また、多くの方で賑わう江川・鴨島公園の老朽化したウッドデッキを改修し、利用者の皆様が快適に利用できるスペースを確保します。

今後においても、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、公園の分散利用を促進し、Withコロナ・アフターコロナ時代にふさわしい安全で安心な公園整備を進めて参ります。

次に、2点目として、「感染症対策・妊婦応援臨時給付金事業」について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が長期化する中、感染症への不安を抱える妊婦の方が、安心して妊娠期を過ごし、「出産」、そして「子育て」に臨める環境を整えていただくために、「感染症対策・妊婦応援臨時給付金事業」を実施することといたしました。

給付額は、妊婦1人につき10万円、対象者は、「申請時点において妊娠中の方」や「令和4年4月1日以降に出産をされた方」で、申請期間は、「令和4年7月1日から令和5年3月31日まで」としております。

申請につきましては、7月1日以降に母子健康手帳の交付を受けられる方には、交付に合わせて給付金の申請を案内し、4月1日以降に出産された方や、既に母子健康手帳の交付を受けられている方には申請書を個別に送付させていただきます。

この度の支援により、コロナ禍という大変厳しい時期にお子様を授かり、これから子育てに臨まれる若者世代を少しでも応援させていただきたいと考えております。

それでは、最近の市政の動きについて、申し上げます。

まず、令和3年度決算見込みによる、今後の財政見通しについて申し上げます。

未来につなぐ財政危機“突破”型予算として編成した「令和4年度当初予算」編成後における本市の財政見通しでは、赤字団体となる見込みが、従前の試算結果より4年間延伸できる見込みとなりました。

しかしながら、依然として予断を許さない厳しい状況が継続することには変わりはありません。

一方で、令和3年度決算見込みにおいては、「財政調整基金」・「減債基金」・「地域振興基金」の主要3基金について、令和3年度当初予算において、約10億円取り崩すこととしていたところ、地方交付税等の国の支援策の拡充や、財政危機突破に向けた取組の強化により、最終的に前年度末残高を減らすことなく、積み戻すことができました。これに加えて、公債費の償還財源として交付税措置された、約1.6億円については、減債基金に積み立てることといたしました。

また、新ごみ処理施設整備への確実な備えとして、環境施設整備基金に、前年度末残高から、約4.8億円の積み増しを行ったほか、約4億円の繰上償還を実施することにより、将来の公債費の負担軽減も図ったところです。

令和3年度決算見込みは、年度当初の想定より改善しているものの、一日も早く財政危機突破を実現して、将来にわたり持続可能な財政基盤を確立するためには、気を緩めることなく、今後も引き続き、第4次吉野川市行財政改革の取組を着実に実施して参りたいと考えております。

改めまして、議員各位、市民の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、「立地適正化計画の策定に係る進捗状況」について申し上げます。

都市計画区域内において、居住機能や都市機能を誘導する区域やその施策を内容とする「立地適正化計画」は、令和2年度から2ヶ年計画で策定する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大により、策定委員会等の会議の開催に支障をきたしたため、期間を令和4年度まで延長し、策定作業を行っております。

先般、3月末に国土交通省との協議を終えたところであり、今後、早い時期に庁内委員会および外部有識者等による策定委員会を開催し、最終的に、吉野川市都市計画審議会の承認をいただいた後、8月には、計画を策定したいと考えております。

次に、「都市再生整備事業における鴨島駅周辺・ポケットパーク整備事業」についてでございます。

鴨島駅周辺地区・都市再生整備計画事業により整備いたしました鴨島駅前ロータリーにつきまして、工事期間中は、長らく通行者の皆様にご迷惑をおかけしておりましたが、本年3月末に完成し、市民の方々にリニューアルされたロータリー、駐輪場、駐車場等をご利用いただいているところであります。

今回の整備により、ロータリー西側に、新たにイベント広場を整備し、様々なイベント等を開催できるようになり、既に「まちかどコンサート」などに、ご利用いただいております。

さらに、日本フネン市民プラザ西側に、新たな街なかのにぎわい拠点として整備を進めています「ポケットパーク」は、6月中旬の完成を目途に、現在、整備の最終段階となっております。

周辺歩道整備も、同時期の完成を目指して施工しており、完成後の6月下旬には、早速、イベント開催を進め、新たな市民の憩いの場として、駅前ロータリーと合わせまして、街の活性化と賑わい創出に繋げていきたいと考えています。

次に、「ONE PROJECT（ワン・プロジェクト）事業」についてでございます。

国内男子プロバスケットボールリーグ、いわゆるBリーグの選手による、バスケットボール教室および「徳島ガンバロウズオルト」とのエキシビジョンマッチが、来る6月25日・26日の2日間、日本フネン市民プラザにおいて開催される運びとなりました。

当該イベントは、昨年5月に実施を計画しておりましたが、残念ながら新型コロナウイルス感染拡大のため、中止となっております。

その際、「次年度においても機会があれば実施したい。」とのお話をいただいておりますところ、このたび改めて、開催の打診があり、「ONE PROJECT IN TOKUSHIMA (ワン・プロジェクト イン トクシマ)」として、実現することとなりました。

現在、県内においては、2023シーズンのBリーグ入りを目指し、新たなプロバスケットボールチームを立ち上げる動きがございます。

バスケットボールに対する注目度が高まっている中で、本市においても、このような取組を通じて、子どもたちの夢を育むとともに、地域の活性化に繋げて参りたいと考えております。

次に、「インターハイ」についてでございます。

「高校生スポーツ夏の祭典」、令和4年度・全国高等学校総合体育大会（インターハイ）が四国4県を舞台として、いよいよ開催の運びとなります。

本市におきましては、7月23日から28日まで、日本フネン市民プラザにおいてバドミントン競技を、また、7月24日から27日まで、ヨコタ上桜スポーツグラウンドにおいてサッカー競技を開催いたします。

開催にあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底することは勿論のこと、選手が憧れの舞台で最高のパフォーマンスを発揮できるよう、環境整備や体制づくりに努め、全国から訪れる選手や役員、保護者の方など、多くの大会関係者を温かいおもてなしの心でお迎えし、心に残る、夢と感動にあふれる大会運営を図って参ります。

なお、大会期間中、周辺住民の皆様、JR利用者の皆様には、渋滞などのご迷惑をおかけする場合もありますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

以下、当面の市政運営に関して申し上げます。

## 1点目は、「子育て・教育の満足度向上」についてであります。

「子宮頸がんワクチン接種費用助成事業」について申し上げます。

子宮頸がんワクチンにつきましては、平成25年4月から定期予防接種となったものの、副反応等の報告により、同年6月以降、接種に対する積極的な勧奨が差し控えられておりました。

その後、国の審議会において、ワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、「接種による有効性が、副反応のリスクを明らかに上回ると認められた」ことで、本年4月から積極的勧奨が再開されることとなりました。

これを受けまして、本市では、積極的勧奨の対象となる「中学1年生から高校1年生相当の女子」および「平成9年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた女子で、過去に3回の接種を完了していない方」に対して予診票を送付するとともに、「広報よしのがわ5月号」や「ホームページ等」により周知を行っております。

また、積極的勧奨が差し控えられていたことにより、定期予防接種の機会を逃した方が、対象年齢を過ぎてから任意接種として自費で接種を済まされている場合、市が定める上限額の範囲内で、接種費用の助成をさせていただき準備を進めております。

子宮頸がんワクチンの接種にあたっては、本人や保護者の方がご判断いただくこととなりますが、高い確率でがんを予防する効果が証明されていること、また、国の方針として積極的勧奨が示されたことから、今後におきましても、子宮頸がんワクチンの定期予防接種の周知に努めて参りたいと考えております。

次に、「上浦小学校のあり方」について申し上げます。

本年5月現在の住民基本台帳では、上浦小学校区の（1年生から6年生までの）対象児童は53名となっておりますが、その多くは、牛島（うしじま）小学校への「校区指定の変更申立て」をされており、上浦小学校は、平成30年度以降、5年連続で新入生を迎えることができておりません。このため、令和4年度の在校児童数は、6年生3名、5年生1名の計4名となっております。

上浦小学校は、在校児童や保護者の皆様、卒業生や地域住民の方々にとって、愛着のある学校ではございますが、こうした現状を踏まえますと、令和5年度以降の上浦小学校の存続は難しいと考え、本年度をもって休校とする方針を決定した次第です。

5月29日に、保護者の皆様並びに地域の皆様への説明会を開催いたしましたところ、「休校の時期」「学校の跡地利用」等についてご意見をいただきましたが、ご参加いただいた皆様には、一定のご理解を得られたものと考えております。

今後におきましても、まずは児童の健全な教育環境整備を第一に考え、保護者の皆様、地域住民の方々のご心配、ご要望につきましては、誠意を持って丁寧な説明を心掛けて参ります。

次に、「修学旅行取消料支援事業」について申し上げます。

修学旅行の実施につきましては、現下の新型コロナウイルス感染状況等を踏まえ、「吉野川市修学旅行ガイドライン」に基づき対応しているところですが、児童生徒の感染や行き先の感染状況の変化などにより、直前になって、修学旅行を延期せざるを得ない場合も考えられ、その場合は、キャンセル料が発生いたします。

そこで、本年度、修学旅行のキャンセル料について、旅行代金の20パーセントを上限に、市が補助を行うこととし、保護者の皆様の経済的な負担の軽減を図って参ります。

次に、「学校における新型コロナウイルス感染症対策」について申し上げます。

学校における新型コロナウイルス感染症対策としましては、これまで、全熱交換器の設置をはじめ、自動水栓や網戸の設置のほか、消毒液等の消耗品の充実等を図ってきたところでございます。

これらに加え、本年度におきましては、新たに市独自で、抗原定性検査キット（300セット）を購入いたしました。

児童生徒や教職員が濃厚接触者となった場合、これまでは、7日間程度の自宅待機となり、その後、8日目から登校・出勤となっておりますが、キットを活用し、4日目及び5日目が連続して陰性反応となった場合、6日目から登校・出勤を可能といたしました。

このキットの活用により、一日でも早い学校復帰につなげ、「学びの保障」や「子供たちや先生方の安全安心」を図って参ります。

## **2点目は、「暮らし・福祉の満足度向上」についてであります。**

**「住民税非課税世帯等・臨時特別給付金」および「子育て世帯・生活支援特別給付金」について申し上げます。**

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしを支援し、また、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯を支援するため、国において、「住民税非課税世帯等・臨時特別給付金」および「子育て世帯・生活支援特別給付金」が創設されました。

「住民税非課税世帯等・臨時特別給付金」は、「住民税均等割が非課税の世帯」および「令和4年1月以降の収入が減少し、「住民税非課税相当」の収入となった世帯」を支給対象とし、支給額は、「1世帯あたり10万円」となっております。

また、「子育て世帯・生活支援特別給付金」は、「低所得のひとり親世帯」および「令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯」を支給対象とし、支給額は、「児童一人あたり一律5万円」となっております。

なお、これらの給付金に係る補正予算につきましては、本定例会に提案させていただくこととしておりますが、制度の趣旨に鑑み、速やかに支給準備を進める必要があることから、本日先議をお願いするものであります。

次に、「マイナンバーカードの普及促進」について申し上げます。

本市におきましては、マイナンバーカードの普及促進のため、市民課に「申請サポート窓口」を設け、また、休日並びに税申告会場などでの申請サポートにも随時取り組んできたほか、昨年には、マイナンバーカードを利用した各種証明書の「コンビニ交付サービス」を開始するなど、様々な角度から、市民の皆さまにカード取得へのアプローチをして参りました。

しかしながら、5月22日時点における、本市のマイナンバーカードの交付率は、「42.59パーセント」と、県内平均の「42.02パーセント」よりもやや高いものの、半数に届いていない状況となっております。

そこで、より多くの市民の皆さまにカードをご申請いただけるよう、「マイナポイント事業第2弾」の申請期限である9月末までの間、毎月1回、日曜日に「休日特設窓口」を設けることといたします。

また、事前のお申込みが必要となりますが、5人以上の申請希望者が見込まれる、自治会をはじめとする各種団体や法人の事務所などに職員が出向き、カードの申請受付を行う「団体向け出張申請受付」を実施するなど、カードの取得機会の拡充を図って参ります。

マイナポイントが貰えるこの機会に是非カードをご申請いただき、マイナポイントやコンビニ交付サービス、そして、今後導入されていくマイナンバーカードを利用したデジタル社会の恩恵を、市民の皆さまにご享受いただけるよう、引き続き創意工夫を図り、その普及促進に努めて参ります。

次に、「高齢者等外出支援タクシー料金助成事業」について申し上げます。

本年7月からの事業開始に向け、現在、要綱の整備、お渡しする助成券、ご利用いただくタクシー事業者への説明等、鋭意準備を進めており、「広報よしのがわ6月号」や「ホームページ等」で周知する予定としております。

助成券の申請は、6月20日から、市役所1階生活あんしん課および川島・山川・美郷の各支所において受付を開始いたします。

申請をいただいた後は、聞き取り等により審査を行い、助成券をお渡ししますので、対象となるタクシーの利用時に、助成券をドライバーの方に渡していただくこととなります。

本事業が、交通弱者の方々への移動支援の一助となり、生活の質の向上につながることを期待しておりますので、対象となる高齢者の皆様には、積極的な利用をお願いしたいと考えております。

また、ご協力いただく市内タクシー事業者の皆様におかれましては、事業実施に当たりましてご理解、ご協力のほど、よろしくお願いをいたします。

次に、「市民提案型まちづくり推進事業」について申し上げます。

本事業は、様々な地域課題を市民の皆様と行政が連携して解決すべく、本年度から新たに実施するもので、5月から提案事業の募集を開始し、既に1件の申請がございました。

今後の予定といたしましては、7月末まで募集を行い、8月に有識者からなる審査委員会において採択する事業の選定を行った後、補助金を交付することとなります。

吉野川市が世代を越え、将来にわたって安心して暮らせる町となるように、市民の皆様と市が一体となって、より良いまちづくりを行っていきたいと考えておりますので、市民目線の柔軟な発想で、様々な地域課題の解決につながるような多くの提案をお待ちしております。

次に、「吉野川市ファミリーシップ宣誓制度」について申し上げます。

本市では、昨年1月1日に、性的マイノリティのカップルが、人生のパートナーである旨の宣誓したことを、公的に認める「吉野川市パートナーシップ宣誓制度」を導入し、性的マイノリティの生きづらさや不安の軽減、差別や偏見の解消に取り組んでいるところでございます。

本制度が、さらに宣誓者に寄り添ったものとなりますよう、本年4月1日より、宣誓者と生計を同一にする未成年の子どもさんがいらっしゃる場合、家族として共に生活すると宣誓したことを、公的に証明する「吉野川市ファミリーシップ宣誓制度」の運用を開始いたしました。

今後におきましても、「人権の花咲くまち吉野川」の実現に向け、市民一人ひとりの多様性を認め合い、誰もが大切なパートナーや家族とともに、吉野川市で安心して人生を歩んでいけるよう、「吉野川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の推進に取り組んで参ります。

**3点目は、「移住定住・にぎわい創出の魅力度向上」についてであります。**

「地域おこし協力隊の着任」について申し上げます。

本市では、昨年度から継続任用している3名の隊員が、それぞれの地域で、得意分野を活かした地域おこし活動に取り組んでおりますが、この度、新たに2名の隊員が着任いたしました。

新たに着任した隊員は、鴨島地区における中心市街地の活性化、および、川島地区における地域特産品の商品開発等に、それぞれ取り組んでいただいております。

市といたしましては、受入地域と隊員の連携が図られるよう、フォローを行い、それぞれの配属先で、隊員が地域の皆様と交流を深め、特色ある地域おこし活動に取り組んでいただきたいと考えております。

今後におきましても、都市部から人材を積極的に受け入れ、地域の活性化と、将来的な移住・定住に繋がる取組を推進して参りたいと考えております。

次に、「F C 徳島の地域活動」について申し上げます。

F C 徳島スポーツクラブと地域貢献に関する連携協定を締結して1年余りが経過しましたが、今シーズンから本格的に練習拠点をヨコタ上桜スポーツグラウンドに移すこととなりました。

ホームゲームの一部についても同施設を利用し、4月3日には、リーグ開幕戦を行い、私自身が始球式を行ったほか、5月15日には、試合に併せて、地元の子どもたちによるダンスや一般参加者ができるゲームなどの各種イベントを開催するなど、サッカーを通じた地域の活性化に取り組んでいただいているところです。

また、選手の皆さんには、春の交通安全週間における街頭啓発や地元自治会の清掃活動に参加いただくなど、サッカー以外の地域活動にも積極的に参画していただいております。

加えまして、ふるさと納税の返礼品に、ユニフォームなど、F C 徳島のグッズを提供していただけるよう、現在クラブと協議を重ねており、準備が整ったものから拡充していきたいと考えております。

本市といたしましても、クラブの目標であるJFL（日本フットボールリーグ）昇格に向け、引き続き様々な角度から支援を行い、共に地域を盛り上げて参りたいと考えております。

**4点目は、「成長する産業づくりの拡大」についてであります。**

「スーパープレミアム付き商品券」について申し上げます。

この商品券は、昨年度に実施しました第1弾と同様に、5千円で1万円分の買物ができる、プレミアム率100パーセントの商品券であり、うち5千円分は、市内全ての登録店で利用ができ、残りの5千円分は、市内に本社や本店がある地元店舗限定の利用となっております。

この商品券が利用できる取扱店舗につきましては、5月末時点で267店舗から応募いただいております。現在も募集を継続しているところでもあります。

商品券の購入につきましては、6月9日から6月30日まで、「専用ウェブサイト」または「はがき」による申込みを受け付けております。

なお、第1弾より5千万円増額し、総額3億5千万円、3万5千冊を発行いたしますが、購入枚数は、1人2冊までとさせていただきます。申込み多数の場合は、抽せんによることとさせていただきます。

商品券の利用期間につきましては、7月26日から10月31日までの予定としており、昨年度より1ヶ月長く設定しておりますので、多くの市民の皆様にご活用いただくことで、地元における消費を喚起し、新型コロナウイルスの影響により落ち込んでいる地域経済の活性化につながるものと期待をしております。

**5点目は、「安心・安全なまちづくりの拡大」についてであります。**

**「高機能消防指令台システムおよび消防救急デジタル無線の更新」**  
**について申し上げます。**

徳島中央広域連合では、119番緊急通報に欠かせない「高機能消防指令台システム」を、平成23年度から運用開始し、また、消防救急活動に必要な無線通信網である「消防救急デジタル無線システム」を、平成26年度から運用開始しています。

この2つのシステム連携により、緊急時に迅速な対応が図られ、24時間・365日、市民の安心安全の確保に極めて重要な役割を果たすシステムとなっています。

しかしながら、「高機能消防指令台システム」については、令和4年度で10年が経過し、通信系設備の老朽化などにより安定稼働の継続が懸念され、更新時期を迎えております。

当初の計画では、令和5年度に「高機能消防指令台システム」、令和8年度に「消防救急デジタル無線システム」の更新を行う予定でしたが、時限措置として、令和4年度から「消防救急デジタル無線システム」が「緊急防災・減災事業債」の対象となったことから、2つを同時に更新することによって、トータル・イニシャルコストの削減が見込めるため、同時更新を行うことにより、経費の削減を図って参りたいと考えております。

次に、「地域防災推進事業」について申し上げます。

本事業は、中学生が「防災クラブ」を中心に、防災ボランティアとしての知識と技能を、地域防災とも関わりながら身につけ、学校防災活動の活性化と地域防災の担い手育成を目指すものであり、本年度は、市立川島中学校が新たに取り組んでおります。

具体的には、「地域の震災遺産巡り」、「地域防災マップの作成」、「避難所運営ワークショップ」、「防災固定グッズ作成」などを計画しており、本市からも関係職員を学校へ派遣し、活動の充実に努めて参ります。

これらの活動を通して、学校での学びを家庭に持ち帰り、共有することで、各家庭での防災意識が高まり、非常時に備えることができるようになるとともに、中学生の皆さんが、将来において防災活動の担い手となることを期待しております。

6点目は、「持続可能な地域づくりと市役所の変革」についてであります。

「新ごみ処理施設整備事業の進捗状況」について申し上げます。

「新ごみ処理施設整備事業」については、令和7年7月の完成を目指し、準備を進めているところですが、本施設が都市計画法上の都市施設にあたることから、同法に基づく変更手続きを行って参りました。

この度、「吉野川市都市計画審議会」による審査、並びに県との協議を終え、5月10日付けで、都市計画の変更について告示を行ったところでございます。

今後は、建設用地の造成工事をはじめ、新施設の工事が始まることとなり、地元を中心に大型車両などの関係車両が通行することとなりますので、安全対策には万全を期して参りたいと考えております。

現在、工事開始前の安全対策として、周辺道路にカラー舗装、注意表示などの施工を終えたところですが、今後も、関係機関とも協議を行うとともに、地元自治会のご意見をお伺いしながら、引き続き必要な整備、交通安全対策を進めて参りますので、周辺にお住まいの皆様には、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、今定例会に提出いたしております案件につきまして、主なものの概要をご説明申し上げます。

### **まず、報第6号から報第8号までの3件は、**

令和3年度吉野川市「一般会計」及び「水道事業会計」・「下水道事業会計」に係る繰越計算書の報告でございます。

### **次に、報第9号につきましては、**

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、吉野川市・税条例等の一部改正について、専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

### **次に、報第10号につきましては、**

地方税法施行令の一部改正に伴う課税限度額の引き上げ、及び新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合の、保険税の減免に係る対象期間を延長することについて、専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

**次に、報第11号につきましては、**

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合の、保険料の減免に係る対象期間を延長することについて、専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

**次に、報第12号「令和3年度・吉野川市・一般会計・補正予算(第13号)」につきましては、**

事業実績に伴う不用額の減額、繰越事業の財源調整のほか、普通交付税の増額交付などに伴い、「減債基金積立金」及び「環境施設整備基金積立金」を計上したことにより、3億8,362万5千円を増額し、補正後の予算総額229億6,828万円とすることについて、専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認をお願いするものです。

**次に、報第13号につきましては、**

「板野西部青少年補導センター組合」の解散により、徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少したため、当該組合規約の変更に係る協議について、専決処分いたしましたので、議会に報告するものです。

**次に、議第31号及び議第32号は、「条例関係議案」です。**

議第31号「多目的集会所条例の一部改正」につきましては、山路集会所が所在する地域の自治会が、新たに集会所を建築する計画があることから、老朽化した山路集会所を用途廃止するため、所要の改正を行うものです。

議第32号「過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正」につきましては、租税特別措置法及び同法施行令の一部改正に伴い、引用条項にずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

**次に、議第33号及び議第34号は、「補正予算関係議案」でございます。**

議第33号「一般会計・補正予算（第1号）」は、先ほどご説明いたしました、国の経済対策として実施される

- ・「住民税非課税世帯等・臨時特別給付金」及び
- ・「子育て世帯・生活支援特別給付金」

に要する費用として、2億1,458万6千円を増額し、補正後の予算総額を192億8,358万6千円とするものです。

なお、これらの案件につきましては、制度の趣旨に鑑み、できる限り迅速な支給を行いたいため、開会日に「先議」をお願いするものであります。

また、議第34号「一般会計・補正予算（第2号）」は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、

- ・「感染症対策・妊婦応援臨時給付金事業」、
- ・「公園設備等整備事業」、
- ・「修学旅行取消料支援事業」に要する費用を計上したほか、
- ・「新型コロナウイルスワクチン追加接種事業（4回目）」
- ・「子宮頸がんワクチン接種費用助成事業」に必要な費用を計上したことにより、

1億8,253万4千円を増額し、補正後の予算総額を、194億6,612万円とするものです。

次に、議第35号は、「財産の処分」でございます。

地元自治会から、新たに集会所施設を建築することに併せて、既存集会所の除却を行う旨の提案があったことから、用途廃止を行う山路集会所を当該自治会に対し、無償で譲渡するものです。

最後に、議第36号は、「過疎地域持続的発展計画の変更」でございます。

令和4年4月1日から、本市の山川町の区域が新たに過疎地域として指定されたことに伴い、当該計画に山川町に関する内容を追加するため、計画の一部を変更するものです。

以上、概要をご説明申し上げましたが、十分ご審議の上、原案どおり、ご賛同くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。